

旅券（パスポート）、査証（ビザ）のご案内

- パスポートはすでにお持ちですか？
 - パスポートの有効期限は、今回の渡航先の必要残存期間を満たしていますか？
 - 査証（ビザ）が必要な国への渡航ではございませんか？
- ⇒ パスポートをまだお持ちでないお客様や有効期限が不足しているお客様は（パスポートの申請手続きが必要です。
⇒ 査証が必要な国への渡航で、弊社へ手配をご依頼をいただけない場合、ご自身で査証申請手続きが必要です。
手続きに数週間かかる場合もございますのでご注意ください。

◎この一覧表は【日本国籍】で、【弊社募集型企画旅行の期間内】で、【観光目的】の渡航の場合に適用される条件です。
上記の条件に該当されない場合は、必ず訪問国の在日大使館へご自身でお問い合わせください。

(例) 弊社ツアーの日数を超過して現地へ滞在する場合、外国籍の場合、観光目的以外の渡航の場合等

◎下記は2020年1月21日現在の情報を基に記載しており予告なく変更となる場合がございます。
詳しくは訪問国の在日大使館でご確認ください。旅券の残存期間が少ない方は、お早目の更新をおすすめいたします。

訪問国	旅券必要残存期間	査証
インド (注1)	査証申請時6ヶ月以上 (査証欄余白2頁以上必要)	【必要】
インドネシア	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白連続2頁以上必要)	30日以内の滞在は不要
韓国	入国時3ヶ月以上	90日以内の滞在は不要
カンボジア	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白1頁以上必要)	【必要】
シンガポール	入国時6ヶ月以上	30日以内の滞在は不要
スリランカ民主主義共和国	入国時6ヶ月以上	30日以内の観光は、ETA (電子渡航認証) を事前に取得する事で不要 (注2)
タイ	入国時6ヶ月以上	空路入国の場合、30日以内の観光は不要
台湾	帰国まで有効なもの	90泊9日以内の滞在は不要
中国	入国時6ヶ月以上が望ましい	15日以内の観光は不要
ネパール	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白1頁以上必要)	【必要】
バングラ	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白1頁以上必要) 往復航空券が必要	30日以内の滞在は不要
フィリピン	帰国時まで有効なもの	30日以内の滞在は不要
ベトナム (注3)	出国時6ヶ月以上 (往復予約済航空券または第三国行き航空券が必要)	15日以内の滞在は不要
香港	入国時1ヶ月+滞在日数以上 (1ヶ月以内滞在) (出国のための航空券乗船券が必要)	90日以内の観光は不要
マカオ	入国時30日+滞在日数以上 (30日以内滞在)	90日以内の滞在は不要
マレーシア	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白連続2頁以上必要)	90日以内の観光は不要
ミャンマー (注4)	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白連続2頁以上必要)	【必要】 2020/09/30入国分まで30日以内の観光は不要
モンゴル	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白2頁以上必要) (出国のための航空券が必要)	30日以内の滞在は不要
ラオス	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	14泊15日以内の観光は不要

(注1) インドは大使館で観光査証（ビザ）申請時にはEチケットが必要です。オンラインで申請が完了するeツーリストビザの申請方法もあります。

(注2) ETA(電子渡航認証)の申請は、スリランカ入国管理局の公式ページから行えます。 http://www.eta.gov.lk/slvvisa/visainfo/center.jsp?locale=ja_JP

(注3) 2015年1月1日以降、ベトナム出国時から30日以内にベトナムへ再入国する場合は、査証（ビザ）が必要になります。

(注4) 観光ビザ申請の際、従来必要だった職業に関する書類が提出不要となりました。なお、従来通り申請書NO.8 Occupation (職業) の部分に、会社名(学生の場合は学校名) 具体的な役職名、業種、電話番号を必ず記入す

訪問国	旅券必要残存期間	査証
アラブ首長国連邦	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	30日以内の滞在は不要
イラン	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	【必要】
ウズベキスタン	出国時3ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	30日以内の滞在は不要
カザフスタン	出国時6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	1回が、30日以内の滞在は不要
キルギス	出国時まで有効なもの (査証欄余白見開き1頁以上必要)	60日以内の滞在は不要
トルクメニスタン	入国時6ヶ月以上 (出国時、査証欄余白1頁以上を求められることがある)	【必要】
トルコ	入国時150日以上 (査証欄余白見開き2頁以上と右側の裏面が必要)	180日間で90日以内の観光は不要
ヨルダン	入国時6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	【必要】

訪問国	旅券必要残存期間	査証
ウガンダ	出国時6ヶ月以上 (東アフリカ観光ビザは入国時6ヶ月以上) (査証欄余白見開き2頁以上必要)	【必要】 (注1)
エジプト	査証申請時6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	【必要】
ケニア	入国時6ヶ月以上 (東アフリカ観光ビザは入国時6ヶ月以上) (査証欄余白3頁以上必要)	【必要】 オンラインビザを取得する。(注1) (注2)
ザンビア共和国	査証申請時6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	【必要】
ジンバブエ共和国	入国時6ヶ月以上	【必要】 入国地にて取得
タンザニア	査証発行日より6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	【必要】
ナミビア	入国時6ヶ月以上 (出国航空券が必要)	90日以内の観光は不要
ボツワナ共和国	入国時6ヶ月以上	90日以内の観光は不要
マダガスカル	査証申請時6ヶ月以上 (査証欄余白見開き2頁以上必要)	【必要】
南アフリカ共和国	出国時30日以上 (入国時査証欄余白2頁以上必要)	90日以内の観光は不要
モロコ	入国時3ヶ月以上 (査証欄余白1頁以上必要)	90日以内の観光は不要
ルワンダ	査証申請時6ヶ月以上 (東アフリカ観光ビザは入国時6ヶ月以上) (査証欄余白見開き2頁以上必要)	【必要】 (注1)

(注1) ウガンダ、ケニア、ルワンダの3カ国のうち、複数の国を訪問する旅行に参加する場合、最初に訪問する国の大使館にて「東アフリカ観光ビザ」を申請し取得する必要があります。

(注2) ケニアオンラインビザの申請方法は在日ケニア大使館のウェブサイトにて解説されています。 http://www.kenyarep-jp.com/visa/visa_info_j.html 但し、ウガンダ・ルワンダにも同じ旅行で入国される場合

訪問国	旅券必要残存期間	査証
オーストラリア	帰国まで有効なもの	3ヶ月以内の観光は、ETA (電子渡航許可) を事前に取得する事で不要 (注1)
ニュージーランド	入国時3ヶ月+滞在日数以上	3ヶ月以内の観光は不要。但し2019年10月よりeTA (電子渡航認証) の取得が必要。(注2)

(注1) ETA (電子渡航許可) の申請は、オーストラリア移民国境警備省のウェブサイトより行えます。 <https://www.eta.immi.gov.au/ETAS3/etas?locale=ja&submit=cancel>

(注2) eTA (電子渡航認証) の申請は、ニュージーランドeTAウェブサイトより行えます。 <https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas/apply-for-a-visa/about-visa/nzeta>